

二には生相有爲に二種の用あり

- 一には通用、上中下に於て其の力を與ふが故に。
- 二には別用、所至の處に隨て礙事を作すが故に。

上中下に於てとは、上は根本無明なり、下は住相以下なり、中は生相の自分なり、別用とは分分に別用ありて淨法に共せずして礙事を作すなり。此をば不如と云はざるなり、以下余かなり。

三には住相有爲に二種の用あり

- 一には通用、上中下に於て其の力を與ふるが故に。
- 二には別用、所至の處に隨て礙事を作すが故に。

上中下とは、上は根本無明なり、下は異滅なり、中は住相の自分なり。

四には異相有爲に二種の用あり

- 一には通用、上中下に於て其の力を與ふるが故に。
- 二には別用、所至の處に隨て礙事を作すが故に。

上中下とは、上は根本無明と生と住となり、下は滅相なり、中は異相の自分なり。

五には滅相有爲に二種の用あり

- 一には通用、上と及び自とに於て其の力を與ふるが故に。
- 二には別用、能く礙事を作すが故に。

上及び自とは、上は根本無明と生と住と異となり、(二)自とは滅相なり。

問ふ、何んが故にか有爲無爲の九法、皆所入の一心を以て通所依と爲し、能入の第八識を以て別所依と爲るか。答ふ、所引の道智經に云く、譬へば庶子に二つの所依あり、一は大王、二には父母なるが如く、有爲無爲の一切の諸法も亦復是の如し、各の二依あり、謂く通達依及び支分依となり。復次に善男子、譬へば一切の草木に二の所依あり、一は大地、二は種子なるが如く、有爲無爲の一切の諸法も亦復是の如し、各の二の依あり、謂く通達依及び支分依なり。又此の中に情非情の譬説を擧ぐるなり。大王と大地とは所入の第九識の通所依の譬説、(三)父母と種子とは能入の第八識の別所依の譬説なり、但し種子とは法相の梨耶の別種子の如くにはあらず、是は且く有爲無爲の諸法梨耶を別所依とする義を顯すなり。

(二)自とは云云
及三に云く業
滅相なるを以て
果相なるを以て業
力と云ふと。望むる
力と云ふと。

(三)父母と云云
九法の別依名異な
りとは、俱に第八
識を分つ上なるが
故に爾か云ふ。

(一) 十阿梨耶識云
 (二) 論の二の二十
 (三) 含藏と翻す、執持と譯す、
 (四) 起信論
 (五) 註疏上本廿七丁に
 (六) 云く、此の二義(生
 (七) 滅不生滅)不の識
 (八) 心に因て阿梨耶識
 (九) さ名く、或は阿頼
 (十) 耶さ云ふ、但し阿頼
 (十一) 朝の梵字のみ、但し
 (十二) 識に就て翻じて無没
 (十三) 識さ爲す。
 (十四) 謂く一切春尸の染
 (十五) 法皆二義あり、二
 (十六) には神解の義、二
 (十七) の如く識の相に次
 (十八) して流轉する邊な
 (十九) り。

- 一(一) 十阿梨耶識の事 阿梨耶は第八識の梵名なり、(二) 含藏と翻す、執持と譯す、
- 一には大攝主阿梨耶識。 此は有爲無爲の九法惣持の識なり。此の一は惣なり、後
 の九は別なり。
- 二には根本無明阿梨耶識。 此は九法の隨一の根本無明を別に立つるなり。
- 三には清淨本覺阿梨耶識。 此は清淨本覺を別に立つるなり。
- 四には染淨本覺阿梨耶識。 此は染淨本覺別に立つるなり。
- 五には業相業識阿梨耶識。 此は業相業識別に立つるなり。(三) 業相とは無明氣分な
 り、業識とは本覺の氣分なり。
- 六には轉相轉識阿梨耶識。 此は轉相轉識を別に立つるなり。
- 七には現相現識阿梨耶識。 此は現相現識を別に立つるなり。
- 八には性眞如阿梨耶識。 此は性眞如と別に立つるなり。
- 九には清淨始覺阿梨耶識。 此は清淨始覺を別に立つるなり。
- 十には染淨始覺阿梨耶識。 此は染淨始覺を別に立つるなり。

一四無爲名義の事

本覺に二あり

一には清淨本覺

(一) 論に云く云何んが名けて清淨本覺とする、本有法身は無始より來た圓滿して過
 恒沙の徳を具足し(二) 常に明淨なるが故にと。文(三) 本有は本の字なり、法身は覺の
 字なり、以下准知すべし。又云く、本覺とに各々十あり、體は同なりと雖も、字
 と事、各各差別の故に、謂く(四) 根鏡等の義なり。文

(五) 十本事 論に云く、

- 一には(六) 根字事本、本有法身は能善く一切の功徳を任持すること、譬へば樹根の能
 善く一切の枝葉及び花果等を任持して失壞せざるが如くなるが故に。
- 二には(七) 本字事本。本有法身の無始より來た自然に性有にして始めて起さるるが故
 に。
- 三には(八) 遠字事本。本有法身は其の有徳の時重重久遠にして分界なきが故に。
- 四には(九) 自字事本。本有法身は(十) 我自ら我を成じて他自ら我を成するにあらざるが故

國譯釋論名目私抄

(一) 論の三の
 (二) 二丁右表
 (三) 常に常には
 (四) 不變を釋し、明淨
 (五) は清淨の義を釋
 (六) す。
 (七) 本有 理智並
 (八) ぶ。
 (九) 根鏡 本と覺
 (十) との七の義の中
 (十一) 各々初一を取
 (十二) 三の二丁左裏論の
 (十三) 義なり。
 (十四) 根字 任持の
 (十五) 有常住 本字云云 本
 (十六) 有常住 遠は則
 (十七) ち離時なり 遠
 (十八) 無際にて近久遠
 (十九) 無に自ら故に
 (二十) 是即我なり 自
 (二十一) 成に自ら成るが故
 (二十二) 自眞一にして、他
 (二十三) 成にあらざるが故

(一) 體字 所依體
 (二) 性字 本性不變
 (三) 無住 住著せざるの理を説きて無住と名く
 (四) 常字 常字云云 過去に居る住の義の双て去來を形るに同せず又前には第七は三世に據る故に去來なしといふ此の第八は四相に約する故に流轉なしといふ
 (五) 字事 字事云云 彌勒上生經に云く 彌勒光の中に首楞嚴三昧般若波羅蜜の字義ありき
 (六) 十覺 論の三の三丁右裏
 (七) 鏡事 自體明淨
 (八) 薩般若 此に智と云ふ 覺智の義なり

- 五には(一)體字事本。本有法身は諸の枝徳の爲めに依止と作るが故に。
 - 六には(二)性字事本。本有法身は不轉の義、常に建立する故に。
 - 七には住字事本。本有法身は(三)無住に住して去來なきが故に。
 - 八には(四)常字事本。本有法身は決定實際にし流轉なきが故に。
 - 九には堅字事本。本有法身は風相を遠離して堅固不動なること金剛のごとくなるが故に。
 - 十には惣字事本。本有法身は廣大圓滿にして遍せざる所なく、通體たるが故に。
- (五) 字事とは記に云く、字は即ち名字、謂く即ち能詮、事は即ち義事、謂く即ち所詮なり。文此の意は字は名字の字にして文字の字にあらず。事は義事なり、義理なり、所詮の義理なり、余らば字事とは名義なり。
- (六) 十覺の事 論に云く
- 一には(七)鏡字事覺。 (八)薩般若慧は清淨明白にして塵累なきが故に。
 - 二には開字事覺。 薩般若慧は通達顯了にして障礙なきが故に。

(一) 察字 察字云云 第七は即ち惑を覺す故に六は七自ら異なるなり
 (二) 顯字 第六は無缺の徳に約し、八は顯現の功を論ず
 (三) 智字 堅に約し、用に約す
 (四) 覺字 體に約す
 (五) 始覺 始初覺悟の義なり 清淨始覺は性自ら能治し、一切の治道に此より先なるものなし、而も始言ふは無始の始なるが故に
 (六) 論 論三の四丁右裏の頌文なり

- 三には一字事覺。 薩般若慧は獨尊獨一にして比量なきが故に。
 - 四には離字事覺。 薩般若慧は自性解脱して一切の種種の縛を出離するが故に。
 - 五には滿字事覺。 薩般若慧は無量の種種の功德を具足して少くる所なきが故に。
 - 六には照字事覺。 薩般若慧は大光明を放ちて遍く一切無量の境を照すが故に。
 - 七には(一)察字事覺。 薩般若慧は常恒に分明にして迷亂なきが故に。
 - 八には(二)顯字事覺。 薩般若慧は清淨體の中には淨品の眷屬悉く現前するが故に。
 - 九には(三)知字事覺。 薩般若慧は一切の法に於て窮めざることなきが故に。
 - 十には(四)覺字事覺。 薩般若慧は所有の功德唯し覺照のみありて、一一の法として覺にあらざることなきが故に。薩般若とは一切智智の梵語なり。
 - 二には染淨本覺。隨緣 論に云く、云何んが名けて、染淨本覺とする。自性淨心は無明の熏を受けて生死に流轉して斷絶なきが故にと。文無明熏とは根本無明の熏なり、此に十義あり、皆離性の義なり。
- (五) 始覺に二あり
- 一には清淨始覺不變 (六) 論に云く、無始より已來惑亂の時あることなし、今日始初の

(一) 染淨 釋論に
は清淨とあり。論
の三の四丁左裏の
頌文。

(二) 論 論三の四
丁左裏。

(三) 十真十如
論の三の五丁右
表。

覺なり、故に名けて始覺と爲す。文清淨始覺は不變にして常に今當初の始覺なり。
二には染淨始覺隨緣論に云く、(一) 染淨始覺智は自性を守らざるが故に、而も能く染
熏を受く、故に染淨覺と名と。文染淨始覺は隨緣流轉の始覺なり、此に於て五位
の上轉の修行之れあり、下に到て之を明すべし。

真如に二つあり

一には清淨真如不變(三)論に云く、性真如の理體は平等平等にして一なり、一多の相
あることなし、故に名けて真如となす。文此の清淨真如の理とは清淨本始の二覺
の所證の理體なり。

(三) 十真

- 一には根字事真
- 二には本字事真
- 三には遠字事真
- 四には自字事真
- 五には體字事真

(四) 十如の事

- 一には鏡字事如
- 二には開字事如
- 三には一字事如
- 四には離字事如
- 五には滿字事如

(一) 論 論の三の
五丁右裏。

(二) 論 論の三の
五丁左裏の頌文。

(三) 十義 論の三
の五丁左裏。

- | | |
|---------|---------|
| 六には性字事真 | 六には照字事如 |
| 七には住字事真 | 七には察字事如 |
| 八には常字事真 | 八には顯字事如 |
| 九には堅字事真 | 九には知字事如 |
| 十には惣字事真 | 十には覺字事如 |
- 一一の義理は十本覺に准じて知るべきなり。

二には染淨真如隨緣(二)論に云く、清淨真如の理、自性を守らざるが故に、而も能く
染熏を受くるを染淨真如と名くと。文此の染淨真如の理は染淨本始二覺が所證の
理なり。

虚空に二つあり

一には清淨虚空不變(二)論に云く、虚空に十義あり、體は同なりと雖、義事各各差別
の故に、謂く無礙等の義なり。文此の清淨虚空も清淨本始の
二覺が所證の理なり。

(三) 十義の事

論に云く

一には無障礙の義 諸の色法の中に於て障礙なきが故に。

- 二には周遍の義 至らざる所無きが故に。
- 三には平等の義 簡擇なきが故に。
- 四には廣大の義 分際なきが故に。
- 五には無相の義 色相を絶つが故に。
- 六には清淨の義 塵累なきが故に。
- 七には不動の義 成壞なきが故に。
- 八には有空の義 有量を減すが故に。
- 九には空空の義 空著を離れたるが故に。
- 十には無得の義 執すること能はざるが故に。

二には染淨虚空(一)論に云く、(二)染淨虚空の理は、自性を守らざるが故に、而も能く染熏を受くるを染淨虚空と名く。文此の染淨虚空の理も染淨本始の二覺が所證なり。問ふ、四種の無爲の不同如何ん。答ふ、本覺始覺は能證智に約するなり。眞如虚空は所證の理に約するなり。問ふ、能證の智の本覺始覺の不同如何ん。答ふ、體用の不同なり、本覺は智體、始覺は智用なり。問ふ、證の理の眞如虚空の

(一)論論三の六
(二)右裏の頌文。論には清淨に作る。

不同如何ん。答ふ、此れ體用の不同なり、眞如は平等の體なり、虚空は無礙の用なり。彼の法相の意も六無爲の理を立つる中、眞如虚空の二無爲の理之にあり、眞如の理は虚妄にあらざるが故に、名けて眞如と釋し、虚空をば清障礙を離れ無體所顯と判せり、但し當論の意は、眞實の眞如とは眞如門の眞如なり、今の生滅門の眞如をば平等に約して立つるなり。

一五有爲名義の事

根本無明。論の二に云く、根本無明に勝力あるが故に、過於恒沙の諸の上煩惱前後あることなく一時に俱に生ず。文又云く、根本無明真心を熏する時、此の時の中に於て具に四相を起す。文根本の名字は枝末の無明に對する得名なり。
生相、(一)論に云く、根本無明本覺を熏する時に三種の相を生ず、故に生相と名く、云何んが三とす、一には獨力(二)業相、二には獨力(三)隨相、三には俱合動相なり。獨力業相とは無明の體を取るにあらず、無明の業を取るが故に、獨力隨相とは本覺の體を取るにあらず、本覺の用を取るが故に、俱合動相とは和合動相を取るが故に、

(一)論論三の十
(二)左表。業用なり。
(三)隨相。隨染。

(二) 生相、四相皆
所生なり、中に於
て今生相なり。

(三) 心識、心識轉
相。

(三) 相續相、相續
相は六、七、二識の
中何に相應するや
の一文は第六相應
の證さす、若し
未那相應の義に據
らば會して他相に
續たらしむ。

惣じて此の三を擧るが故に生相と名く、(二) 生相の稱は初生に立つるが故に。文此の隨業俱の三相を抄の意は隨業の二をば根本能生に屢し、俱合の一相のみ所生枝末を取る。疏・記の兩師の意は、惣じて此の三を擧ぐるが故に生相と名くと云ふ、故に三相共に枝末と取るなり。此れ大なる論義なり、又四相共に所生の法なれども初めたるに約して名を立つるなり、生相の稱は初生に立つる故にのみ論文は此の意なり。住相。論に云く、住相に四あり、云何んが四と爲す、一には轉相、二には現相、三には智相、四には相續相、是を名けて四となす。是の如くの四相をば、何の義を以ての故にか説て名けて住とする、此の中の住の義は應に隨て差別なり。所謂る若し轉相に據て其の住相を説かば而も能く(三) 心識の熏習を住持するが故に名けて住相と爲す、若し現相に據て其の住相を説かば而も能く色相の熏習を住持するが故に住相と名く。若し智相に據て其の住相を説かば而も能く六種を漸次に分明する智相應染を住持するが故に名けて住相と爲す。若し(三) 相續相に據て而も其の住相を説かば而も能く分別事識の連續の染汗を住持するが故に住相と名く。文住相に於て四住相あり論文の如く之を知るべし。

(二) 苦輪、苦海轉
輪。

(二) 三細論の四
の十一丁左表、
(三) 念法、心所念
法なり。

異相。論に云く、異相に二つあり、云何んが二つとす。一には執取相、二には計名字相なり。此の如くの二相は直に人執品なり、是の如くの二相をば何の義を以ての故にか名けて異相とする。若し執取に據て其の異相を説かば、能く一切無量の別相を緣じて其の諸相に隨て、能く分別識而も能く執着して自を異にし異を成す、故に異相と名く。若し名字に據て其の異相を説かば相に隨て名を立つ、其の名字に依て而も着を起する故に異相と爲す。文
滅相。論に云く、滅相に二あり。云何んが二となす、一には起業相、二には業繫苦相なり。此の如くの二相は前の異の位を壞して(三) 苦輪を受けしむ、故に滅相と名く。復次に苦輪を受くる時、能く一切無量の善品を滅す、故に滅相と名く、復次に業を發起する時、佛性の善根漸漸に損滅す、故に滅相と名く。文

二三細六龍の事

(三) 三細

一には業相。論の四に曰く、第一の業相は能見所見差別あることなく、心王(三) 念法

二論論の四の十一丁右裏

三心内云云の三に六八の心内云云の境を喻して云く第八の虚境は眞實に如似せらるるを以て第六と爲す。焔水は虚乾なれども眞實に如似せり。乃至八の境は主宰あることなれば、たとへば六の境に似たりと云ふ。六論の四の十二丁、右裏の十丁大意は今の論釋に違せず對見すべし。

りて戲論境界の文に付て、一義には戲論即ち境界にして所縁に約するなり。一義には記の釋に云く、戲論は即ち此の能縁の用、境界は即ち所縁の相分に屢すと。文此の義に依らば戲論と境界と讀む可きなり。又譬へば明鏡に依るが如し等の文に付ても、一義には明鏡は第二の轉相、此れ則ち能縁の分なり。諸の色像を現すの今の現相は即ち所縁の境界なり。云云一義には明鏡は現相の能縁、諸の色像を現すとは現相の所縁なり。云云論に云く、此の中三相は初は能と及び所と同體にして別なし、中は唯し能見にして則ち所見なし、後は能と所と具足圓滿せり。文此は三細の結釋なり。是れ則ち業相は能所未分の位、轉相は能見のみにして所見なし。現相は能所共に並べなすと見へたり。以上三細は心内に約し、以下の六龜は心外に約するなり。

六龜 本論に云く

- 一には智相。境界に依て心起して愛と不愛とを分別するが故に。愛と不愛とは愛は順の境、不愛は違の境に依るなり。
- 二には相續相。智に依るが故に其の苦樂の覺を生ず、心念を起して相應して斷せざ

るが故に。相應して斷せずとは相續相の體なり。

三には執取相。相續に依りて境界を緣念して、苦樂を住持し心着を起するが故に。苦樂を住持し心着を起するとは執取の相なり。

四には計名字相。妄執に依て假名の言相を分別するが故に。

五には起業相。名字に依て名を尋ねて取着して種種業を造るが故に。

六には業繫苦相。業に依りて果を受けて自在ならざるを以ての故に。云云末論に云く、此の六相の中に、第一の二相は則ち是れ法執、第二の二相は則ち是れ人執、第三の二相は則ち是れ業因果報の別相なり。復次に初の二は地上の所斷中の二は三賢の所斷、後の二は十信の所斷なり。文第一の二相とは智相と相續の法執なり、智相は二地より七地までに之を斷じ、相續相は初地所斷なり。第二の二相とは執取計名の人執なり、三賢位の所斷なり。第三の二相とは起業果報の二相なり。起業とは十惡・十善の二業なり、果報とは三界・五趣の果報なり、十惡業に依て三惡趣の果を感じ、十善業に依て人天の善趣に生ずるなり。以上三細・六龜の次第煩惱業苦の三道の次第なり。業・轉・現・智相・相續・執取・計名・煩惱なり、起業は名の如し、果報は苦

得て究竟して離るゝが故に。此は相續相なり、三賢位に方便の法空現前して初地に斷するなり。

(一) 具戒地 第二地に三聚戒を具足す。

(二) 無相云云 七地の菩薩は無相觀に於て仍ほ加行方便の功用あり。

(三) 色自在云云 第八地は三種世間色即空と觀するなり。

(四) 心自在云云 第九地能見の心自在。

(五) 根本云云 上來の六種皆染と名くることは注疏上の二に云く其の淨行を汗するが故に。

(六) 菩薩云云 第十地。如來地 入位斷惑して第十一地に入ることを得。

三には分別智相應染。(一) 具戒地に依て漸く離る乃至無相方便地にして究竟して離るゝが故に。文 此は第二地より第七地に至り智相を斷するなり。具戒地とは第二地なり。十地を十波羅密に當る時は、第二地は戒波羅密なり。(二) 無相方便地とは第七地なり、第八地の無相觀に望めて方便地なるが故に無相の方便地なり。

四には現色不相應染。(三) 色自在地に依て、能く離るゝが故に。是れ現相なり。現相の位に初めて所縁の境界の色相と顯るゝが故に現色と名くるなり。色自在地とは第八地なり。此の位の菩薩は諸の色相に於て自在を得て、意に隨て轉變する故なり。

五には能見心不相應染。(四) 心自在地に依りて能く難るゝが故に。此は轉相の位なり、此の位に於て初めて能見の心顯るゝが故なり。心自在地とは第九地なり、此の位に於て心自在の徳を得るなり。

六には(五) 根本業不相應染。(六) 菩薩盡地に於て(七) 如來地に入ることを得て、能く離るゝが故に。此は業相なり。菩薩盡地とは第十地なり。如來地とは佛果なり、第十地

(一) 心王 心品に作るべし。

(二) 仍て云云 自下相應の相を辨す。

に於て業相の龜分を斷じ、佛果に於て業相の細分を斷するなり。問ふ、何んが故にか智相・相續・執取を三相應染と云ふか。答ふ、論に云何んが故に相應の義を成すと云ふ、知相と合相と合して契同するが故に。如何んが名けて知相と契同と爲す、心品と念法と相捨離せず、和會して轉するが故に、云何んが名けて緣相契同となす、是の如くの二品は所緣同なるが故に。此の意は心王念法互に與力して、王所共に能緣同じく、王所共に所緣同なり。(一) 心王とは本覺氣分の智相識相續識等なり。念法とは無明流演の智相相續相等なり。智相とは能緣の心なり、王所の能緣に通ず。緣相とは所緣の境、王所の所緣に通ずるなり。(二) 仍て相應の言に於て重重あるべきなり。心王と念法と與力契同相應し、又心と王念法の知相互に契同相應し、又心王念法の緣相互ひに契同相應し、又心王念法の緣相互ひに契同相應し、又心と境互に契同相應し、又境と境と互ひに契同相應する等なり。問ふ、何んが故にか業・轉・現の三細を不相應と名くるや。答ふ、論に云く、不相應の義は相應と相違せり、審かに觀察すべし。文 三細の位は微細にして心王と念法と互ひに相與力して差別なく、又知相緣相の差別なきが故に不相應と名くるなり。

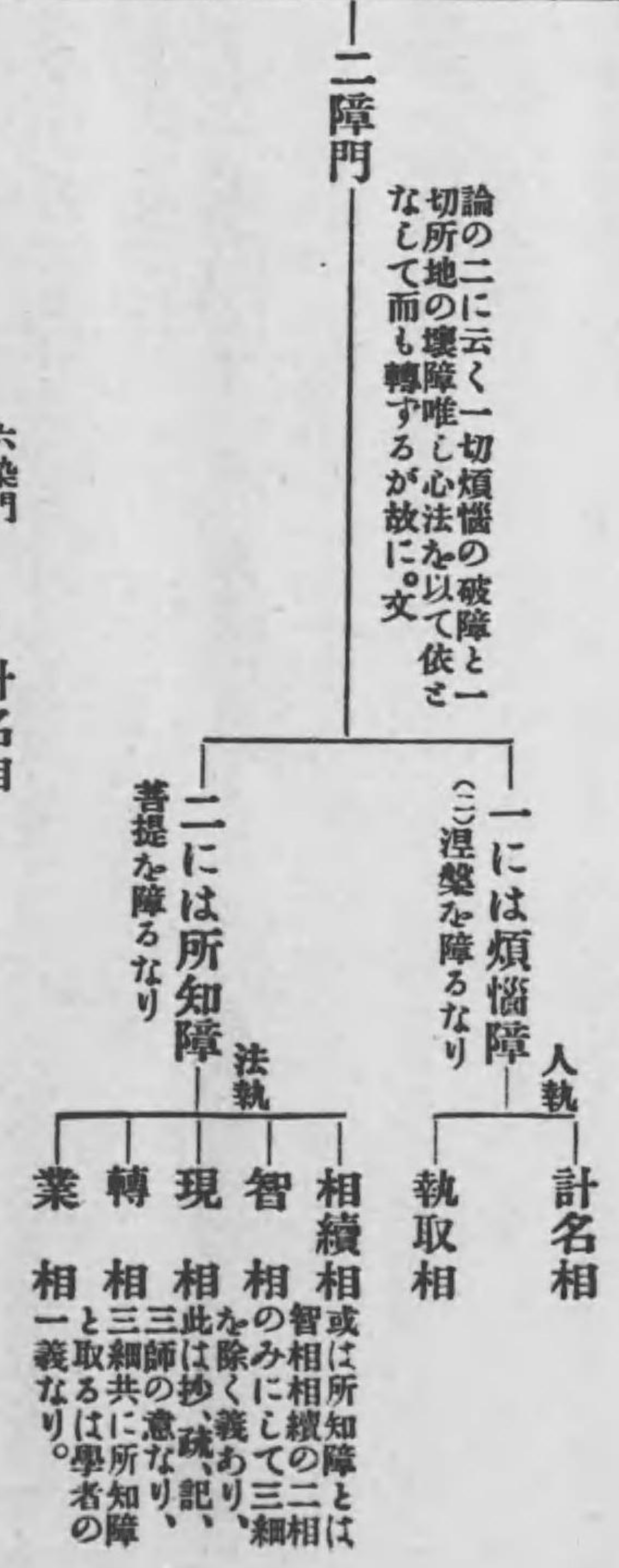
二障云云
四の巻末に分別あり。

二障は迷理の惑なり。障は迷事の惑なり。故に菩提を障ふ。

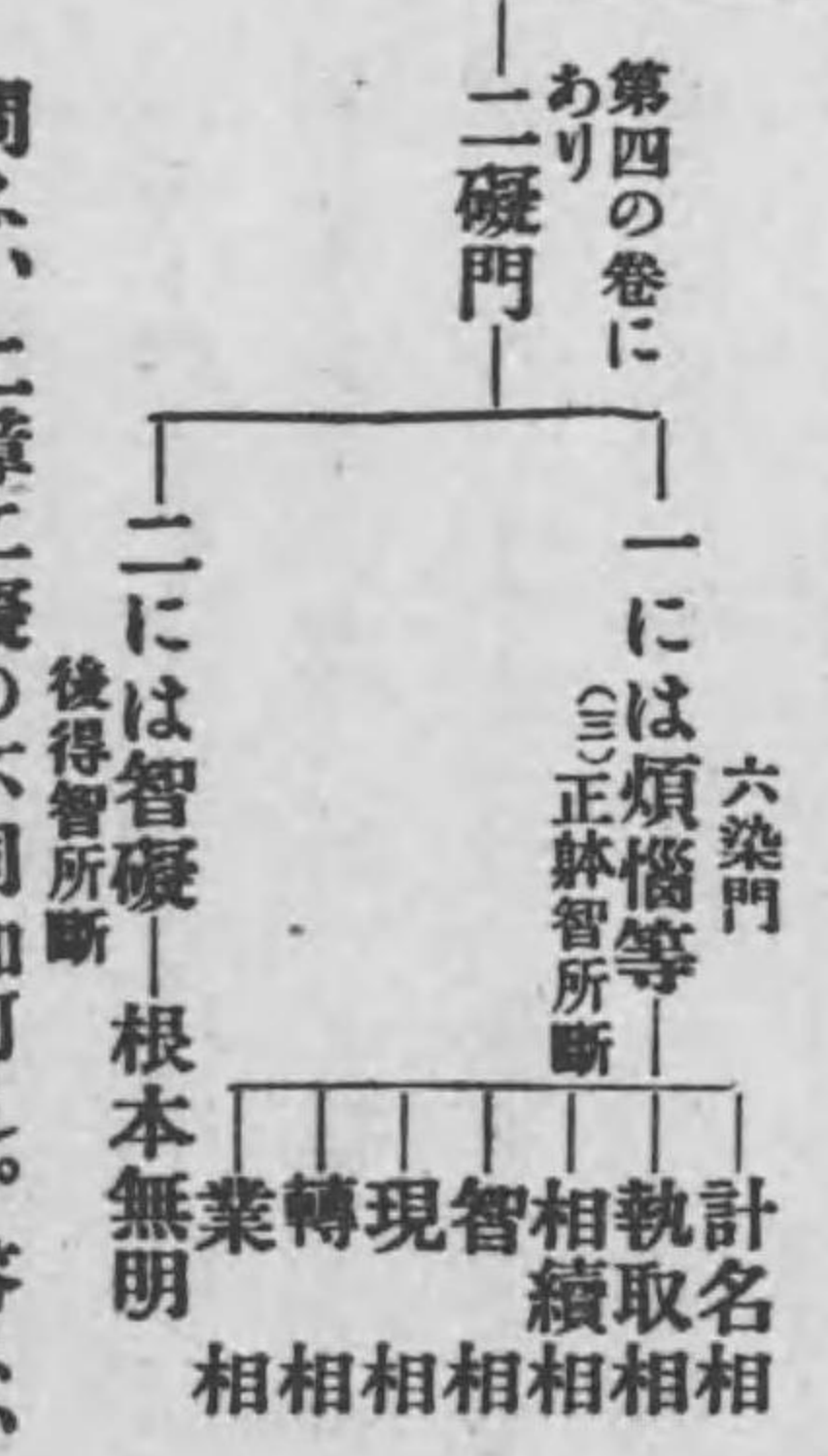
正鉢智論に云く、彼の煩悩は多く散動の性なり。是れ真如の性なり。是れ静なり。是れ相違せり。是れ立て、障となす。

二障二礙門

論の二に云く一切煩悩の破障と一切所の壞障唯し心法を以て依きなして而も轉ずるが故に。文



問ふ、二障二礙の不同如何ん。答ふ、論の四に云く、二障と二礙とまた何の別かあ



二論論五の十
四丁右表。

る、二障門を立つることは一向斷に據り、二礙門を立つることは斷不斷に據る、是の如く知るべし是の如く觀すべし。文此の二障二礙の不同に付て、疏、記、兩師は同じく法相の二障と當論の二礙とを問答する論釋と取る意は、彼の法相には煩悩所知の二障を斷すれども、當論の二礙の内の煩悩障の中の三不相應と智礙の一種とは、斷せざる故に、斷不斷に據ると釋したまふ。云云抄の意は上の六に染の下の二障と今の二礙との不同を問答したまふ論釋と取る意は、二障は因果に通じて之を斷する故に、一向斷に據るといふ。今の二礙は煩悩障の如きは、可斷の法となると雖も、根本無明智礙は、實には不斷の法なる故に、斷不斷に據ると云ふ。云云抄にも之の義あり又障得寛狭の論義あり。

一十信の事

二論の五に云く、本熏習の力を以ての故に則ち自心の中に生死の苦を厭ひ、涅槃の樂を求むと、此の力を以ての故に則ち真如の性を熏習し、自ら佛性を信じて十信の位に入る。文此の位に於ては闡提不信障を除くなり。

國譯釋論名目私抄

- 一には信心信。謂く大乘の教理を信する初位なり。
 - 二には精進信。謂く大乘の教理を信じて、勇猛に勤修せんとする位なり。
 - 三には念信。謂く大乘の教理を聞き、明記して忘れずと信する位なり。
 - 四には慧信。大乘の教法を觀照せんと信する位なり。
 - 五には定信。謂く大乘の教法を專注して亂れざらしむると信する位なり。
 - 六には施信。謂く大乘の教法功力を、他人に施與せんとする位なり。
 - 七には戒信。謂く大乘の教法を信する故に防非止惡する位なり。
 - 八には護信。謂く大乘の教法を護んと信する位なり。
 - 九には願信。謂く大乘の教法を信じて自他共に悟らしめんと願ふ位なり。
 - 十には回向信。謂く信する所の大乘の功德を菩提に廻向する位なり。
- 已上の十信は精進等の九つ異なりと雖、皆信を以て主と爲して俱時信に助けらるゝ故に十信と名くるなり。當論の意は此の位に於て起業果報を離する所なり。起業とは十善・十惡の業なり。果報とは人・天・三惡の報體なり。

一十住の事

- 論の五に云く、心の虛妄を知つて十解の位に入る。文心の虛妄とは當論の異相品の惑なり。但し異相品は初住頓斷か。三賢三十位に亘りて斷するかは論なり。十解とは十住なり。又心虛妄とは凡夫の着我障なり、此の位に於て之を除くなり。
- 一には發信住。謂く大菩提心を發して大乘の教理に安住する位なり。
 - 二には治地住。謂く大乘の教理に安住して心地塵垢を淨治する位なり。
 - 三には修行住。謂く大乘の教理に安住して三學の行を修習する位なり。
 - 四には生貴住。謂く大乘の教理に安住すれば、佛家に生在して種姓尊貴なる位なり。
 - 五には方便住。謂く大乘の教理に安住すれば、善巧方便滯り無く礙りなき位なり。
 - 六には正心住。謂く大乘の正理に安住すれば般若現前して戲論の邪謬を離るゝ位なり。
 - 七には不退住。謂く大乘教理に安住して能く不退ならしむる位なり。
 - 八には童真住。謂く大乘の教理に安住すれば、行業清淨眞實なること、譬へば世間の童子の眞淨無染なるが如くなる故なり。

九には法王子住。謂く大乘の教理に安住すれば、法王子と爲つて、當に佛位を繼ぐべき故なり。

十には灌頂住。謂く大乘の教理に安住すれば、寂上の佛智現前して、佛、智水を以て菩薩の頂に灌く位なり。譬へば世間王の即位の如くなり。第九の法王子、第十には直に法王となるなり。以上の十住の名字は本たるに約するなり。意は三賢十地共に大乘の教理に安住し、六度の修行を作し、菩提に回向すれども、今且く安住の邊に約して十住と名くるなり。

一十行の事

(二)論。論五の十
四丁右表。

(二)論の五に云く、境界の空を知つて十行の位に入る。又境界空とは六塵の境界畢竟皆空の義なり。是れ則ち聲聞の捨畏苦障を除くなり。

一には歡喜行。謂く六度の妙行を修すれば、外道等の爲めに惱されずして、慧施を行して自他に歡喜を生ずるなり。

二には饒益行。謂く六度の妙行を修すれば、三業清淨にして淨戒を受持し、自他を

饒益するなり。

三には無恚行。謂く六度の妙行を修すれば、忍・辱・修練・増進の心なきなり。

四には無盡行。謂く六度の妙行を修すれば精進して攝善無盡なり。

五には離癡亂行。謂く大乘の妙行を修すれば、常に禪定に住して愚痴迷亂を遠離するなり。

六には善現行。謂く大乘の妙行を修すれば、觀照分明にして般若の善心現前するなり。

七には無着行。謂く大乘妙行を修すれば能く方便ありて取着あることなきなり。

八には尊重行。謂く大乘妙行を修すれば弘願堅固にして三世の佛法を尊重するなり。

九には善法行。謂く大乘の妙行を修すれば、善法の力用内外に彰るなり。

十には眞實行。謂く大乘の妙行を修すれば、十道眞實の智を成就するなり。

以上十行名字も且く十波羅蜜の修行に約して建立するなり。

一十回向の事

國譯釋論名目私抄

二論論五の十
四丁右表。出は出
三出向。出は出
離、向は回向な
り。

- 二論の五に云く、^二出向の法を修して十向の位に入ると。又出向の法とは縁覺の捨悲障を出向して此の位に入るなり。
- 一には救護一切衆生離衆生相回向。謂く大乘の教理を修得すれば、一切の衆生を救して煩惱苦相を遠離せんと回向するなり。
- 二には不壞回向。謂く大乘の教理を修觀して三寶を信すること不壞ならんと回向するなり。
- 三には諸佛回向。謂く大乘の教理を修觀して諸佛と正等ならんと回向するなり。
- 四には至一切處回向。謂く大乘所修の諸善を一切處に至らしめんと回向するなり。
- 五には無盡功德藏回向。謂く大乘所修の功德窮盡なりき道理を回向するなり。
- 六には隨順一切堅固善根回向。謂く自他の善根に隨順して堅固に回向するなり。
- 七には等心隨順一切衆生回向。謂く怨親平等にして衆生の願に隨順せんと回向するなり。
- 八には如相回向、謂く大乘の妙行を修得すれば眞俗二諦平等不二にして眞如の如くならんと回向するなり。

二論論五の十
四丁右表。法界性
眞如法界性の理な
り。

一十地の事

- 九には無着縛解脫心回向。謂く大乘の妙理を修して眞妄不二のみにして執着なく繫縛なく解脫せしめんと回向するなり。
- 十には法界無盡回向。謂く大乘所修善根を以て無盡法界回向するなり。以上十回向の名字も且く本とするに約するなり、餘行を簡ふにあらず。
- 一十地の事
- 二論の五に云く、如實般若を以て境界の空を知るが故に、無量方便を以て、^三法界性に隨順して行を發起して涅槃をも取らず、生死をも念せず、極喜地に入り、乃し金剛に至ると。又極喜地とは初地なり、金剛とは第十地なり、中間の八地を乃至するなり。
- 一には歡喜地。謂く分に眞如を證して法性に契達すれば、凡夫地を捨て聖者の位に入り、慧施無窮なれば自他歡喜す、故に歡喜地と名くるなり。
- 二には離垢地。謂く眞如の理を證し、法性の體を悟れば清淨戒を具し、犯戒の垢を離る、故に離垢地と名くるなり。

三には發光地。謂く真如の理を證し、諸法の性を悟れば、柔和忍辱にして慧光顯發せり、故に發光地と名くるなり。

四には焰慧地。謂く真如の理を證し、諸法の性に契へば、勤修精進し、慧父熾焰にして煩惱の薪を焼く故に焰慧地と名くるなり。

五には極難勝地。謂く真如の理と證し、諸法の性を悟れば常に禪定を修し、極めて度し難^{がた}を度す、故に極難勝地と名くるなり。

六には現前地。謂く真如の理を證し、諸法の性を悟れば、般若の大智現在前の故に現前地と云ふなり。

七には遠行地。謂く真如の理を證し、諸法の性を悟れば能く無相を修し、方便究竟し、乃し有無を超へて世出世を過ぎたり、故に遠行地と名くるなり。

八には不動地。謂く真如の理を證し、諸法の性を悟れば弘願堅固にして諸行無相無間無動なり、故に不動地と名くるなり。

九には善慧地。謂く真如の理を證し、諸法の性に達すれば、四無礙力を成し、一切智の中に以て寂勝となす。此の惠妙善にして十方に遍して能く妙法を説く故に善慧

地と名くるなり。

十には法雲地、謂く真如の理を證し、實相の體に契へば大法身を得、大智現前す、化化任運にして普く衆生を利す、悲覆雲の如し、能く法雲を降らして、衆の善根をして道芽を開發せしむ、故に法雲地と名くるなり。

凡そ當論の意は等覺位を別に地と立てずして第十地に攝するなり、本論の末の師は起信仁王不立等覺と釋せり。

一等覺位。

本末二論共に等覺位をば別に之を立てず、第十地の滿心に之を立つるなり。

一妙覺位。

論の七に云く、又是の菩薩^(一)とは功德成滿して^(二)色究竟處に於て一切世間取向大身を示す。謂く^(三)一念相應の慧を以て、無明順に盡き一切種智と名く。文^(四)同三に云はく、佛果の中に二種の念を遠離することを證成するが故に、如何んが二となす。一

(一)菩薩 證發心
 (二)色究竟處 十
 地論には摩訶
 智所と云ふ。
 (三)一念相應 相
 應心源に一念の始
 覺と云ふ。故に相
 應と云ふ。論三の
 十六丁左裏。

△出離云云
の三に十が中記
の五は自利、次
四は利他、後一は
二利の相に差はす

は大無明念、二には細業相念なり、是の如くの二念は極解脱道の一時に相翻して俱行すること能はず、是の故に佛果無念と云ふ。若し妄念なくんば當に何の念かあるべし、謂く正念の故に。云何んが正念と名けん、十徳相應するが故に、云何んが十となす、一には△出離の功德、一切の諸の難處を遠離するが故に。二には同體の功德、一切の染法自に歸するが故に。三には常住の功德、始有の過失を遠離するが故に。四には一味の功德、始覺を圓滿して常に本覺なるが故に。五には俱離の功德、一切の染淨の法を遠離するが故に。六には還轉の功德、周遍して諸趣に誕生するが故に。七には無住の功德、一切處に於て在處なきが故に。八には修行の功德、諸の衆生の爲めに萬行を修するが故に。九には圓滿の功德、諸の衆生の爲めに覺道を成するが故に。十には虚空功德、前の所説の如き種種の功德、本より已來た自性空無にして所有なきが故にと。文

一本論を以て摩訶衍論と名くべき事。

當論題額に云く、釋摩訶衍論と。文 釋は能釋摩訶衍に所釋なり。 同第一に云く、今此の論を造り重

△七箇守護章
に七失を出して偽
論となす一に載せ
隋唐の二に翻分
すならす三には明
にあらす四に漢字
は前論に違ふ五に
は本論に後譯を義
と優劣を六に七に
と優劣を六に七に

ねて摩訶衍を擇すと。文又云く、摩訶衍論は如意輪の攝なり。文同第十に云く、摩訶衍論の立義中に該攝し安立し具足して説けり。此の外處處に彌論せり 通法の疏に云く、本論に二の譯あり、一には梁朝西印度の三藏波羅末陀、承聖三年に勅を奉じて建興寺に於て譯して一卷と成す、題を大乘起信論と云ふ。一には大周の闡國の三藏實及難陀、聖曆三年に勅を奉じて授記寺に於て譯して兩卷を成す、題名前に同じ。釋論は一譯なり、即ち後秦の中天竺三藏代提摩多、弘始三年に勅を奉じて莊嚴寺に於て譯して十卷を成す、題を釋摩訶衍論と云ふ。然れども釋論の中に全く本論を具せり、摘出せば題を立て、摩訶衍論と云ふべし、是れ則ち本論は前に通じて惣じて三の譯あり。文私に云く、傳教大師、釋論は偽論とするを以て、△七箇の難の隨一に、釋論は前代の譯、起信論は後代の譯なり。而るに前代の所譯の釋論の唱本作釋の文と、後代所譯の眞諦三藏の起信論の文と全同なる事、大に相違せる故に釋論は偽論なりと。云云之を會するに後代の眞諦三藏、前代所譯の釋論の中より撰出して梁朝に奉るなり。此の如くの例又之れ多し、委細は他師破決の如し。

(二)戒明 和州大
安寺の戒明。尾張の
僧都賢傑と三船眞
人なり。

(三)居士 談海三
船。僧衆 傳教大
師。眞言僧都 弘
法大師。福基 福基山
道詮和上。

(七)釋教 自下八
字削り去るべし

(二)疏釋 法敏の
疏三卷。今不傳。聖
行の疏は傳はらず。
就中法と慈行と
及普觀の註を三師
の釋といふ。復古記
は師會之を撰し、
後善意之を撰す。

(三)八風 八風九
結の註は本名目
の證にあらざる故
に初標にあらざる
に論功徳の嶽丁よ
表せられず。九結
に縛せられず。此
の論を註せり。俱
舍論及智度論
二亦九結と明

一釋摩訶衍論は偽論にあらざる事、

開解抄に云く、安然の教時義第一に云く、問ふ釋摩訶衍論は、昔し(二)戒明和上將來の時、諸の(三)外道の俗論あつて偽論と定む。又南大寺の新羅國の僧珍聰の傳に云く、是の論は、新羅國の大空山の沙門月忠が撰なり。而るを何ぞ引て龍樹の論の證とせん。答ふ、昔し(三)居士ありて論に四の失を付し、後に(四)僧衆ありて更に七の失を加ふ。次に(五)眞言僧都上奏して、眞言宗の三藏の中に入れて天下に流行す、其の官符の文は貞觀の格に載せたり。後に(六)福基和上あり、箴誨迷方記の中に、具に舊人の四失と七失とを會して論を眞論と定む、論の題下に龍樹菩薩造といふ、故に引て證據となす。謂ふべし顯晦時に隨ひ行藏運に任するものなり。文禪門宗鏡錄の第四十五に云く、且く馬鳴・龍樹の如きは、西天にして佛心印を傳ふ祖師なり。馬鳴は大乗起信論を製して廣く阿頼耶等の識・三細・六麁の相、一心・眞如・生滅の二門を説き、龍樹は摩訶衍論を製して、一百本の大乗經證を引き、八識心王性相微細等の義を説く。文既に(七)釋教開元錄の内の宗鏡の説分明なり、何ぞ疑貽を懐かんや、況んや彼の錄中に釋論の文半ばに過ぎたり、況んや復た法敏、聖法、通法、慈行、守臻、無

際等の漢士、高麗の祖師盛りに(二)疏釋を作る。又(三)花嚴宗の師會、善喜の復古記の中、子叙の筆削記等の中に引用す、禪門の宗密禪師の圓覺略疏中に又之を引く。又嘉祥、淨影も依用するか。若し爾らば何ぞ偽論と疑はん。大罪大罪なり、慎ますんばあるべからず、慎ますんばあるべからず。已上開解抄

私に云く、安然既に其の宗の祖師として偽論あるべからざる由會通せり、仍て東寺門徒より苦勞の會通詮なきなり。委細は他師破決に之れあり

(三)八風とは、利、衰、毀、譽、稱、譏、苦樂なり。

慈行の抄に云く、財榮を己潤し損耗侵陵す、故に利・衰・と云ふ。過に越へて以て毀り、徳に越て而も歎む、故に毀・譽・と名く。實徳に依て讚るを稱と名け、實過に依て論するを譏と名く。逼迫形を侵すを苦と名く。心神適悦するを樂と名く。文九結とは、(四)大論に曰く、受結、恚結、慢結、闇結、疑結、見結、取結、嫉結、慳結と。文

延徳四年初夏之比、弟子の所望に依り之を抄す。

國譯釋論名目私抄終

沙門 印 融

國譯釋論名目私抄

大正十年四月二十日印刷
大正十年四月廿五日發行

國譯密教論釋第二奧付

【非賣品】

東京府北豊島郡高田町字雜司ヶ谷三百十二番地

編纂者 塚本賢曉

東京市牛込區若宮町三十五番地

發行者 伊豆宥法

東京市本郷區湯島三組町八十一番地

印刷者 川邊多門

東京市本郷區湯島三組町八十一番地

印刷所 國譯密教刊行會印刷部

電話下谷三九二三番



禁轉載

發行所

東京市牛込區若宮町三五
振替東京五〇一八七
電話番町二五二三番

國譯密教刊行會

353
3
28

終